

戸田市自治基本条例推進委員会条例（案）の概要

1. 制定の趣旨と目的

平成26年7月に制定された戸田市自治基本条例（平成26年条例第13号）では、実効性を確保するため、自治基本条例に関することを諮問する機関として、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を置くことを定めています。

推進委員会は、市民を含む多様な委員構成とすること、組織及び運営に必要な事項は別に定めること、4年を超えない期間ごとに条例の見直しの検討を行うことを規定しています。以上を踏まえて、推進委員会を組織し、実効性を持って戸田市の自治を推進するため、この条例を定めます。

※戸田市自治基本条例とは

自治基本条例とは、まちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めたもので、まちづくりのメンバーである市民、議会、行政の3者で、平成24年度から約2年間かけて検討をおこなってきました。

自治基本条例には、お互いの立場を尊重し合いながらも、一緒に力を合わせてまちづくりを進めていこうとする理念を謳っており、それぞれの立場の役割や基本原則について書かれています。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/192/kikaku-jitikihon-top.html>

2. 制定に至るまでの経過

制定に当たっては、市民、議会、行政の3者による検討懇談会を設置し、推進委員会の方向性やあり方について検討をしてきました。市民委員には、自治基本条例を制定する際の市民会議の参加者を置き、理念に基づいた推進委員会が組織されるように心がけました。

3. 推進委員会の組織

3-1. 人数

- ・18名以内（市民、議会、行政の3者による委員を主体とし、学識経験者等を加えた、多様な委員構成とします。ここでいう市民とは、自治基本条

例第3条で定義される市民をいい、在住・在勤者、事業者、町会・自治会、ボランティア団体等を指します。)

3-2. 任期

任期は2年とします。

3-3. 会議

- ・委員長 1名 (推進委員会を招集し、議長となります。必要な関係者を推進委員会に出席させ、意見を聴くことができたり、資料の提出を求めることができます。)
- ・副委員長 1名 (委員長を補佐します。)
- ・選出 委員の互選によります。
- ・開催 半数以上の出席により開催します。
- ・決議 議事は、出席委員の過半数の決議により決定し、賛否同数のときは、議長が決めます。

3-4. 所掌事務

推進委員会は以下の所掌事務について、市長からの諮問に応じて、調査や審議をしますが、諮問に応じるだけでなく、独自に活動もできることとし、それらの結果を市長に建議するものとします。

(1) 条例の運用に関すること。

まちづくりに取り組んでいる人、これから取り組もうとしている人を支援していきます。また、これまで地域活動に参加していなかった人も含め、まちづくりの担い手を増やし、交流のきっかけとして機能することを目指していきます。

(2) 条例の普及・啓発に関すること。

条例の存在すら知らない人も含めて、条例の趣旨を周知・発信していく場を目指していきます。

(3) 条例の見直しに関すること。

市長は、推進委員会に対し4年以内に見直しの検討について諮問するため、推進委員会は、自治基本条例の改善及び更新等が必要かどうかを答申します。

(4) その他条例に関すること。

4. 施行期日

平成27年12月1日(予定)